

奈良県文化財保存活用認定会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

奈良県文化財保存活用認定会議規則の一部を改正する規則

奈良県文化財保存活用認定会議規則（平成二十八年三月奈良県規則第百一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「教育委員会事務局文化財保存課」を「地域振興部文化財保存課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。